

第6章 計画の推進体制と進捗管理

6-1 推進体制

本計画の推進のためには、市をはじめ、事業者や市民等がそれぞれの役割と責務を自覚し、各主体が協働して計画を推進する体制が必要です。そのため、以下に示すような推進体制を整備し、計画の進捗管理を行います（図6-1.1）。

1 うるま市環境審議会

うるま市環境審議会（以下、「環境審議会」といいます。）は、環境基本計画に関する事項やその他環境の保全及び創造に関する重要な事項を審議するためにうるま市環境基本条例第25条に定められている機関です。この審議会において、環境に関する市長からの諮問に応じて専門的な審議を行い、答申や助言を行うとともに、本計画の策定や施策・計画の見直しについて審議します。

2 うるま市環境基本計画推進会議

うるま市環境基本計画推進会議（以下、「推進会議」といいます。）は、市の課長、係長等によって構成される市の全庁横断的な組織で、各課の施策を調整・推進します。

なお、推進会議は、環境基本計画の策定や見直し・改善や進捗状況などを環境審議会に報告する組織となります。

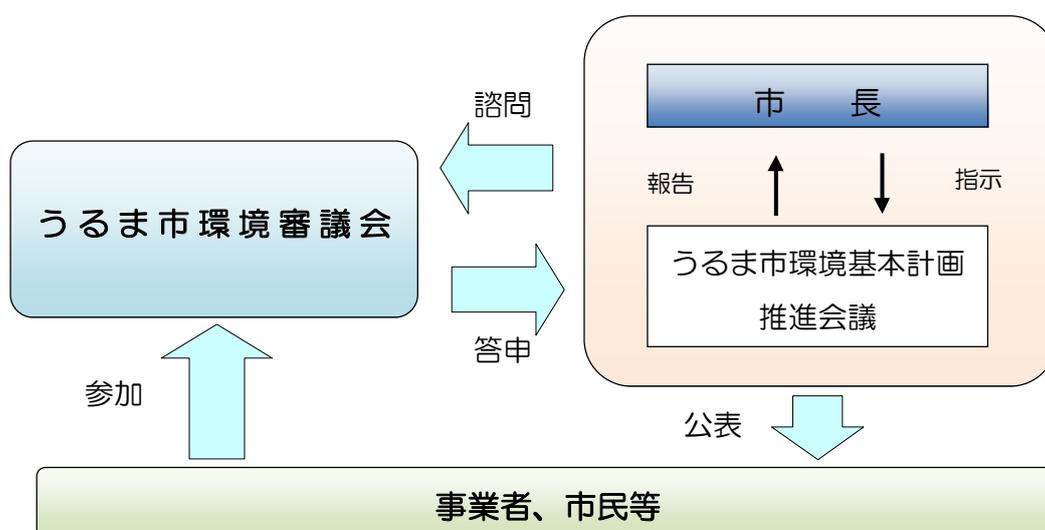


図6-1.1 本計画の推進体制

6-2 進捗管理

本計画の進捗管理は、前項の6-1で示した推進体制を用いて、市、事業者及び市民等の各主体が連携・協働しPDCAサイクルを基本として行うことで、計画の継続的かつ効率的な推進を図ります（図6-2.1）。

なお、本計画の見直し等は必要に応じて実施することとし、本計画の中では、その時期を中間年度の平成32年度（2020年度）を予定しています。

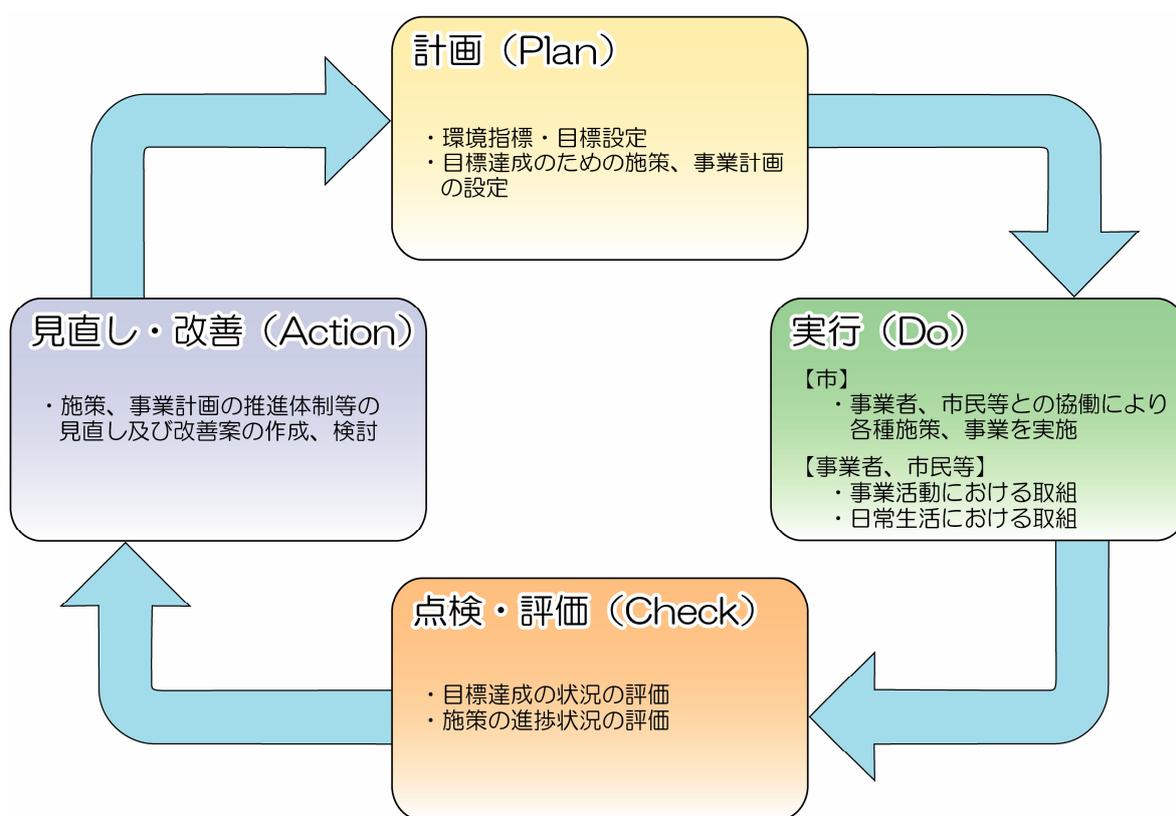


図6-2.1 進捗管理のフロー（PDCAサイクル）